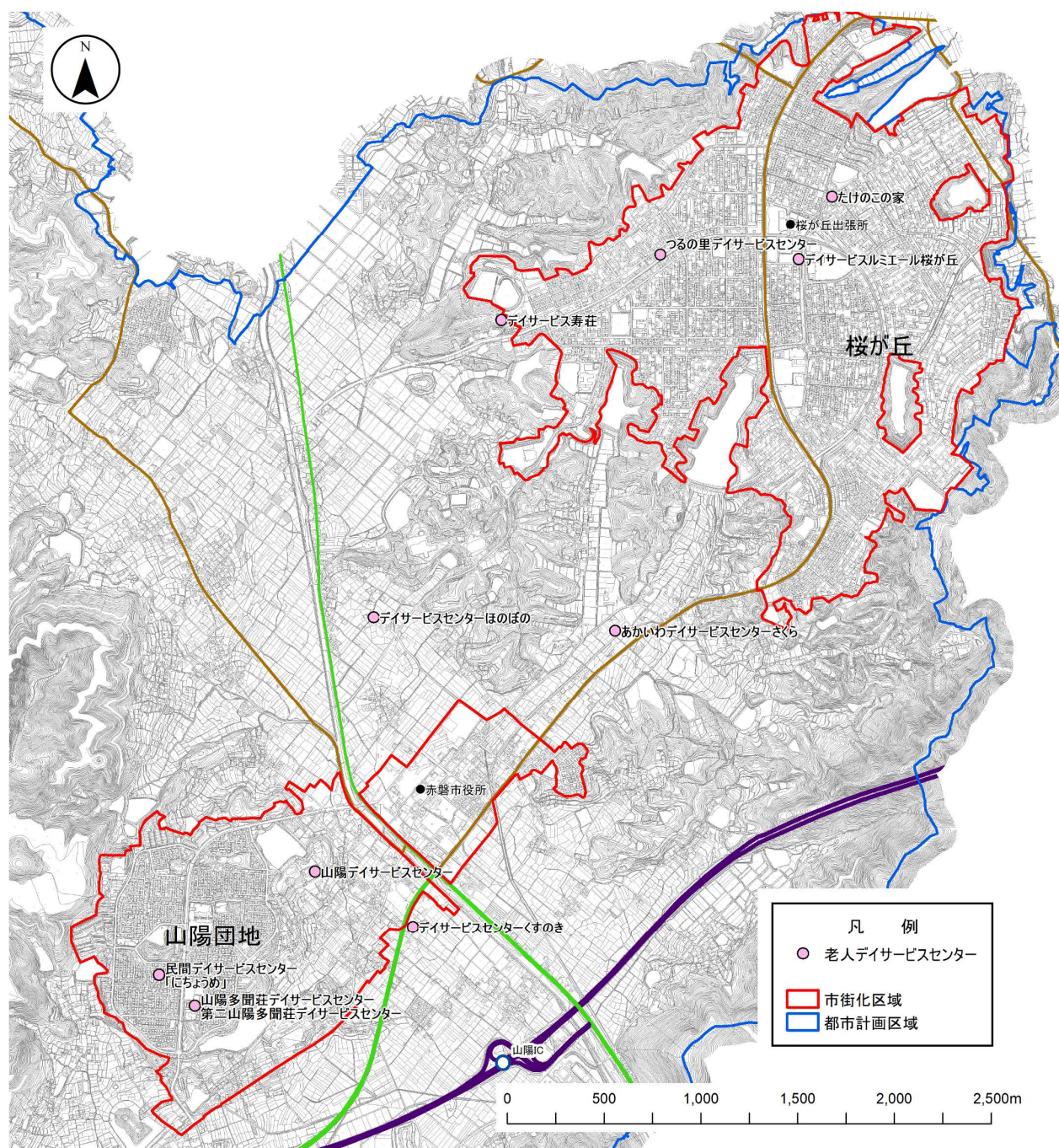


デイサービス

△：市街化区域内に立地しており供給量も不足していない

市街化区域内に複数立地しており、定員にも余裕があります。（調査時）

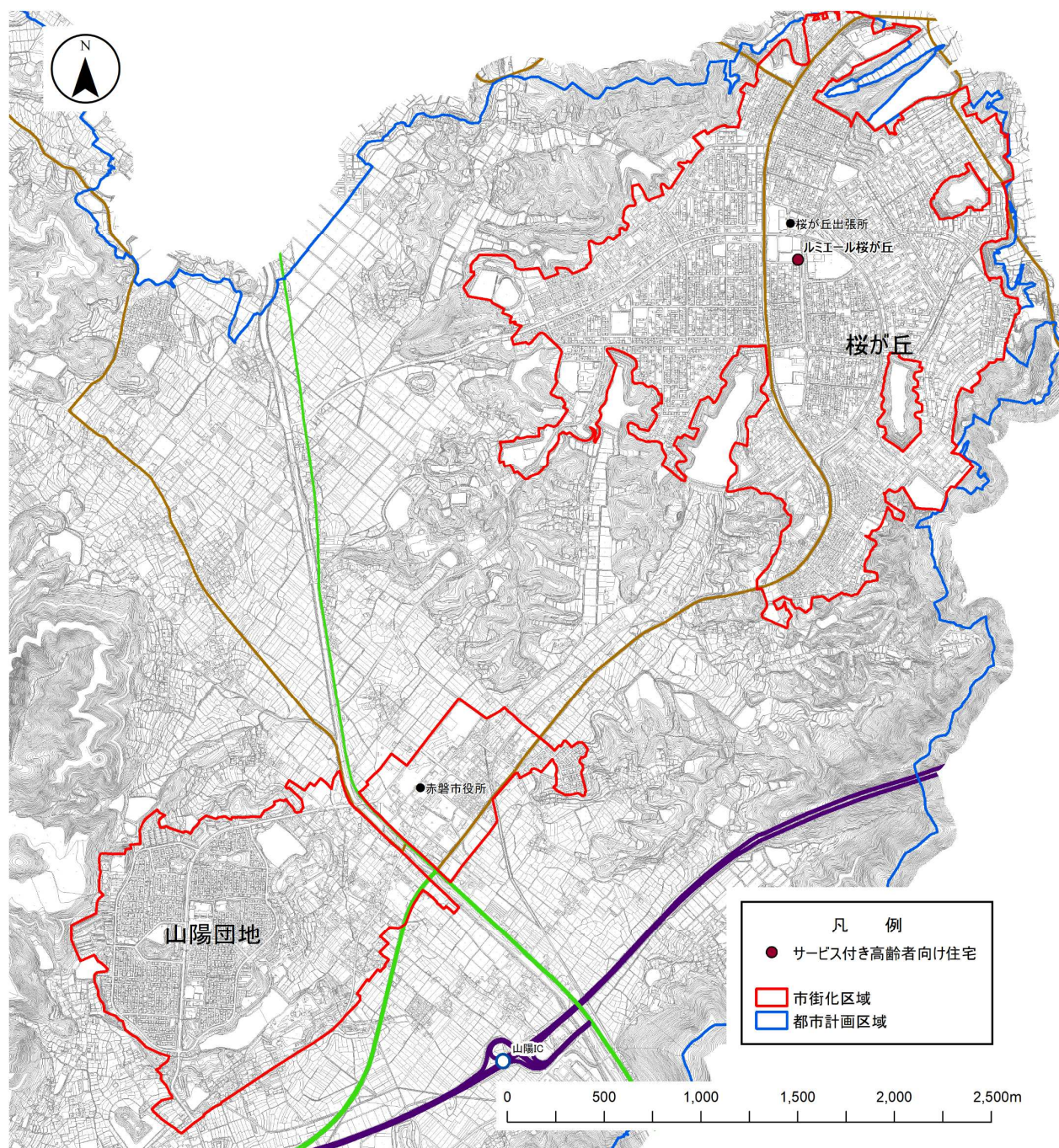


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

サービス付高齢者向け住宅

○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

市街化区域内に1か所ありますが、待機倍率が1.4倍であり、供給量は不足しています。(調査時)

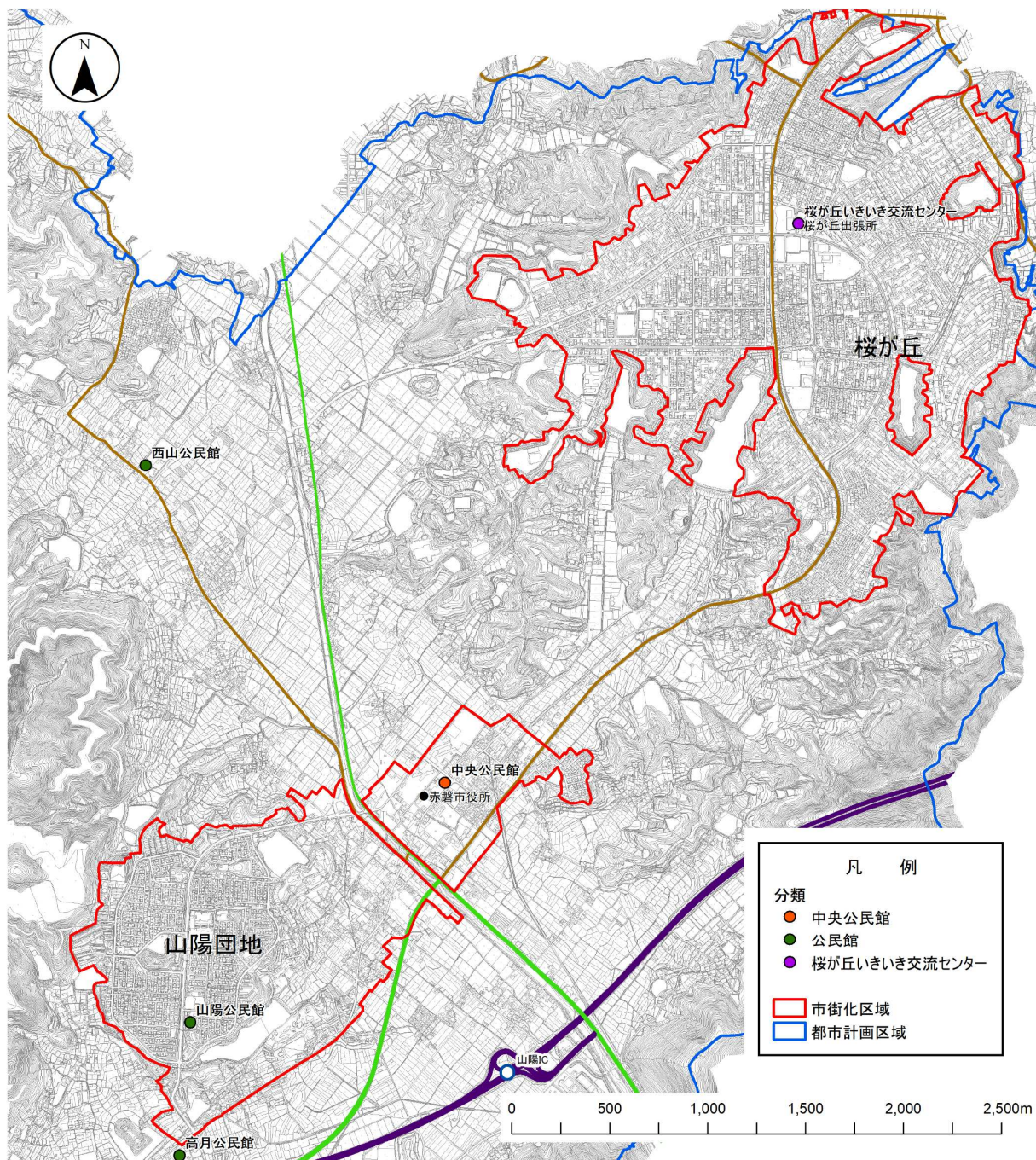


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

公民館

△：市街化区域内に立地しており供給量も不足していない

市街化区域内に中央公民館、山陽公民館、いきいき交流センターが立地しています。各部屋の利用状況も安定しており、供給量は不足していません。

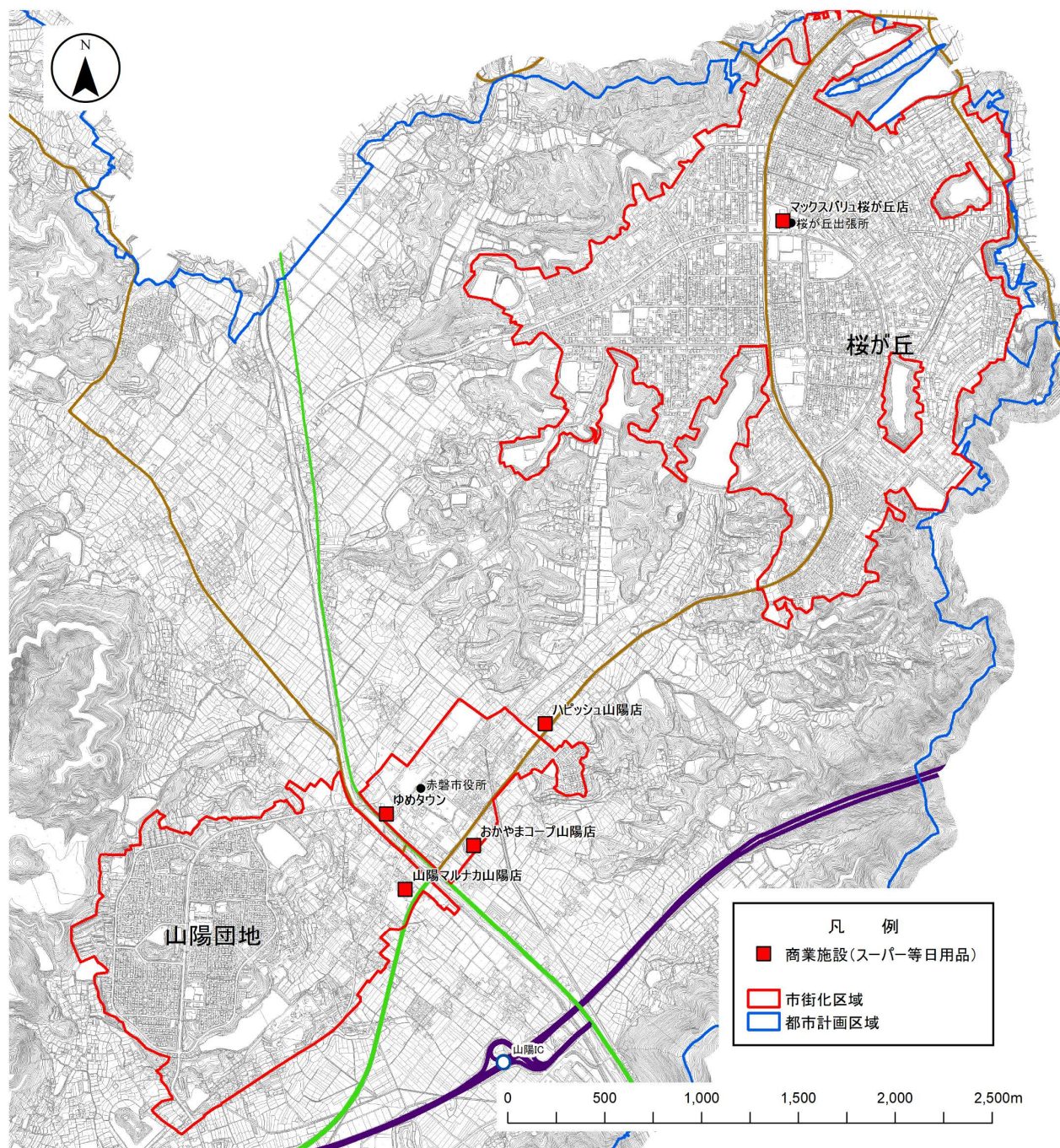


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

商業施設（スーパー等日用品）

△：市街化区域内に立地しており、供給量も不足していない

市街化区域内にはスーパーが4か所立地しています。また、過去約20年間に渡って日用品等を扱う新たな商業施設の立地はありません。

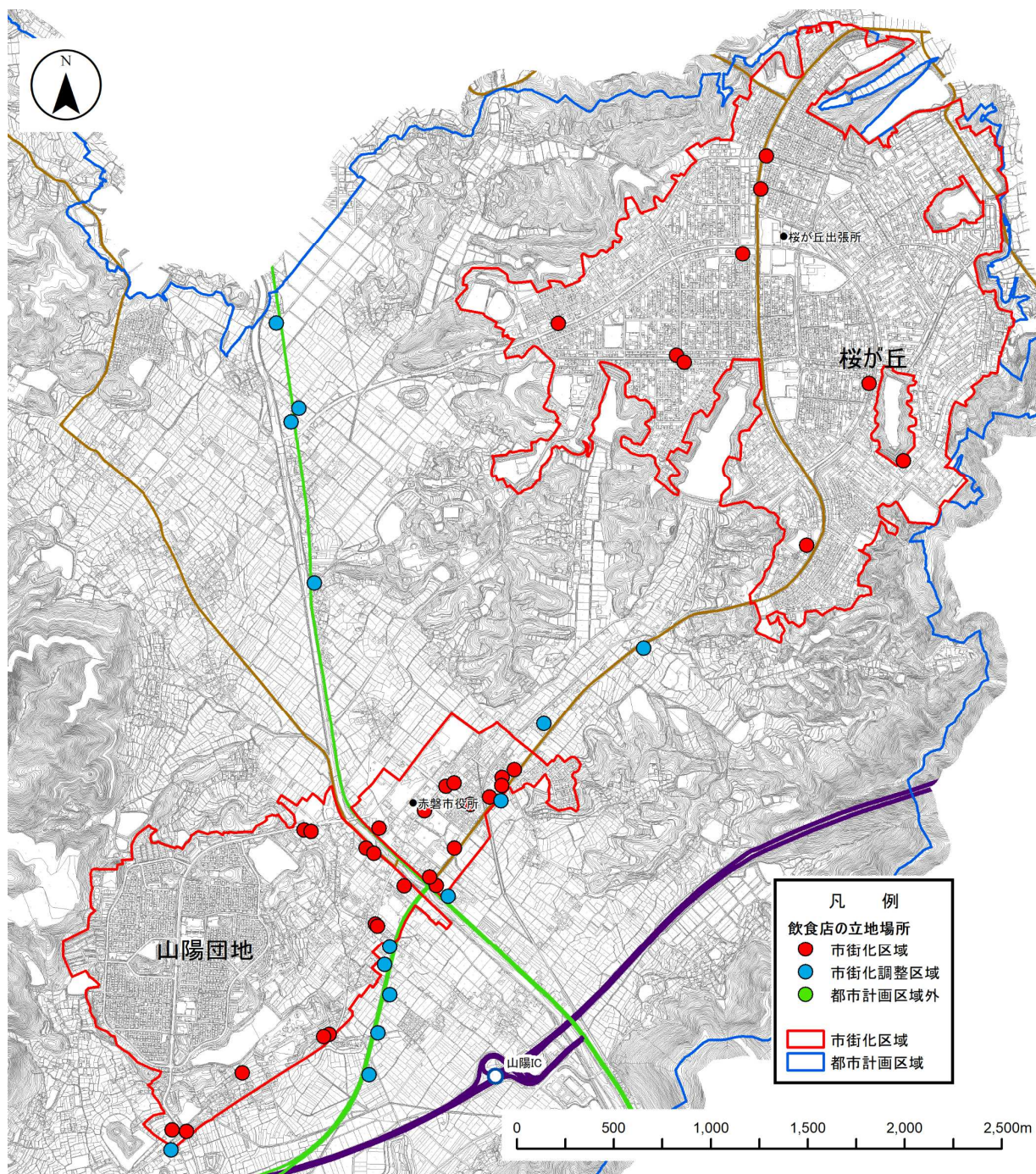


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

飲食店

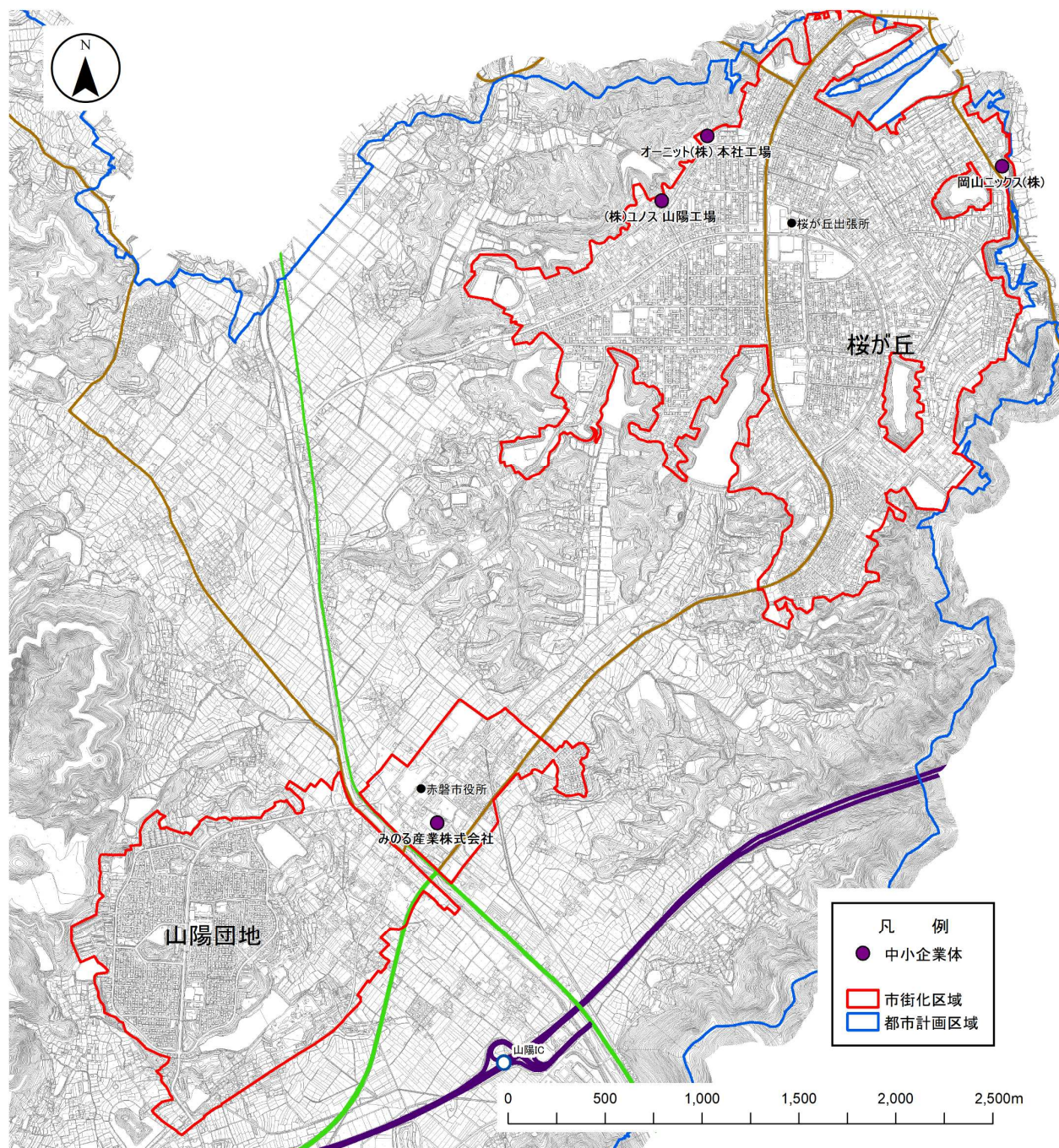
○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

市街化区域内には、大小合わせて約 30 店舗の立地がありますが、人口 1 万人当たりの飲食店数は県内 27 市町村で 21 番目の水準であり、人口 3 万人～6 万人規模の 11 市の中では 9 番目となっており、十分とはいえません。



※赤枠：市街化区域（令和 6 年 4 月時点）

市街化区域内に中小企業者に分類される企業体（中小企業庁「中小企業の定義について」より）は4社ありますが、それらの企業体の雇用者数の合計は500名弱です。市内に定住し、市外へ従業する人口が10,725人（市外従業率51.5%）であることを勘案すると不足しています。また、職住近接のまちづくりのためには、周辺住環境に配慮した良質な雇用場が求められます。

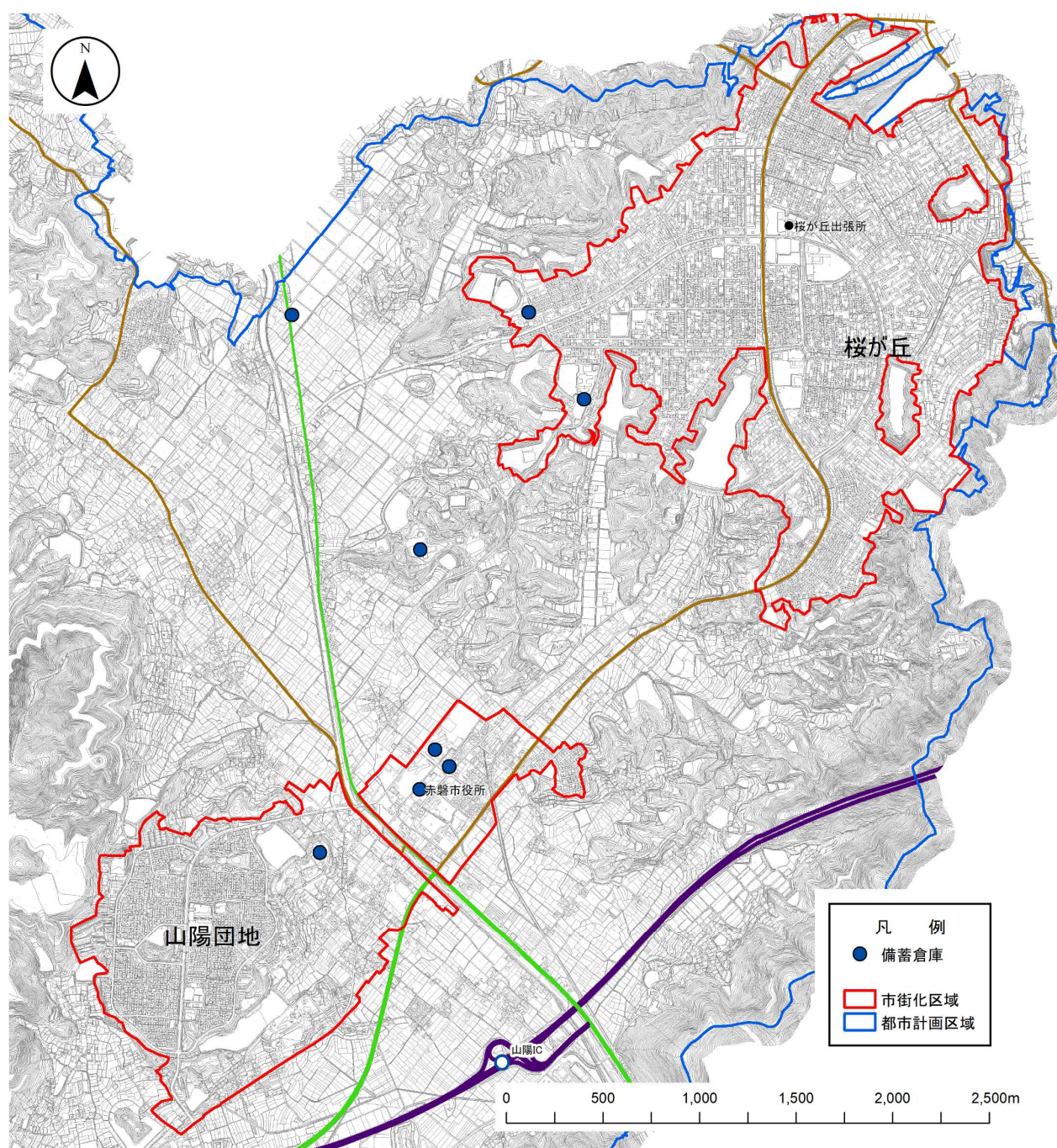


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

備蓄倉庫

○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

行政拠点や桜が丘には立地がありますが、山陽団地や新拠点周辺には立地がありません。



※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

d) 都市拠点に必要性の高い施設の抽出

以下の基準により、拠点で必要性が高く、立地を推進する施設を抽出しました。

なお、施設の特徴を踏まえて、都市拠点に立地を推進する施設と生活拠点を含む都市全体に立地を推進する施設に分類しました。

【抽出基準】

市民ニーズ又は施設の不足状況のいずれかが◎の施設

市民ニーズ及び施設の不足状況が両方○の施設

都市機能	都市施設	市民ニーズ	施設の不足状況	都市拠点に立地を推進	生活拠点を含む都市全体に立地を推進
交通	交通ターミナル	◎	◎	●	
子育て	子育て支援センター	△	○		
	児童館	△	◎		●
	こども園・保育園	△	△		
教育	高等学校・大学	○	◎	●	
医療	総合病院	◎	—	●	
	診療所	◎	○		●
福祉	老人ホーム	○	○		●
	デイサービス	○	△		
	サービス付高齢者向け住宅	○	○		●
健康増進	健康増進施設(温浴・トレーニング)	△	◎	●	
文化	公民館	△	△		
	文化ホール	△	◎	●	
	観光交流センター	○	◎	●	
	市民交流センター	○	◎	●	
商業	商業施設(スーパー等日用品)	△	△		
	商業施設(複合型)	◎	◎	●	
	宿泊施設	△	◎	●	
	飲食店	◎	○		●
産業	企業オフィス研究開発施設	○	○	●	
	コワーキングスペース・シェアオフィス	△	◎		●
防災	備蓄倉庫	△	○		
	市の中心的な防災の拠点となる公園や広場	△	◎	●	

上記表の拠点は、都市計画マスタープランで設定した以下の拠点としました。

拠点類型		地区	拠点の特性
生活拠点		山陽団地 桜が丘	生活を支えるサービスを提供する拠点
都市拠点	行政拠点	市役所周辺	市民に行政機能、病院等の機能を提供する拠点
	交通+交流拠点	河本・岩田地区	各拠点と公共交通で結ばれ、賑わい、交流機能を提供する拠点

e) 都市機能誘導施設等の設定

これまで整理した施設の状況や本市の都市特性等を踏まえて、以下の施設を都市機能誘導施設に設定しました。

■都市機能誘導施設

都市機能	施設	定義
交通	交通ターミナル	・複数のバス路線の発着点となっている施設で、他の多様な交通手段とも接続された施設
福祉	サービス付き高齢者向け住宅	・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されるサービス付き高齢者向け住宅
健康増進	健康増進施設 (温浴・トレーニング)	・日本標準産業分類にある「その他の公衆浴場業」に該当する施設で、薬治、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる施設 ・日本標準産業分類にある「フィットネスクラブ」に該当する施設で、室内プール、トレーニングジム、スタジオなど複数の運動施設を有し、会員に提供する施設
文化	市民交流センター	・世代間交流、子育て、サークル活動、生涯学習、コワーキングなどの市民活動を幅広く支援する施設
商業	商業施設（複合型）	・賑わいと交流を創出し、滞留できる魅力的な施設

また、都市機能誘導施設を補完し、都市機能誘導区域への立地を促進する施設として、以下の施設を設定しました。

■都市機能誘導施設以外の立地を促進する施設

都市機能	施設
子育て	児童館
医療	診療所
文化	観光交流センター
商業	宿泊施設
	飲食店
産業	企業オフィス、研究開発施設
	コワーキングスペース、シェアオフィス
防災	市の中心的な防災の拠点となる公園や広場

■他の関係機関との調整や広域連携により立地を検討する施設

都市機能	施設
医療	総合病院
福祉	老人ホーム
教育	高等学校、大学
文化	文化ホール